

## 商標法 19： 商標権の存続期間の更新登録制度

### 学習ポイント

- ① 商標権の存続期間を設ける理由及び更新登録制度が必要な理由 ⇒ *趣旨 check*
- ② 更新登録の要件、登録料納付手続 ⇒ *基本事項 check*
- ③ 更新登録の効果（権利の空白期間を設けないための法上の取扱い） ⇒ *基本事項 check*

### 本試験の出題分析

- ・短答式試験： H11、H14、H15、H17 等
- ・論文式試験： H4
- ・口述式試験： H11、H15、H16、H18、H20 等

### 定 義

商標権の存続期間の更新登録制度とは、商標権の実体の同一性を保持しつつ、更に10年間権利の存続を認める制度をいう（商 19 条 2 項）。

### 趣 旨

存続期間は、すべての工業所有権について設けられている（特 67 条、実 15 条、意 21 条）が、特許権の存続期間は、発明者が開示した新規発明の独占実施の要求と社会一般の発明の早期自由利用の要求との調和点としての意義を有し、発明等の保護と利用を通じた産業の発達を目的（特 1 条）とする特許制度の本質的要素である。

一方、商標権は、商標が継続使用され、諸機能の発揮により化体した業務上の信用を保護すべく付与される。従って、実際に継続使用され業務上の信用が化体している商標は本来永久的に保護されるべきであり、存続期間を限るのは、永年にわたる使用の結果蓄積された業務上の信用を保護するという制度趣旨（商 1 条）に反する。

しかし、商標法は、設定の登録を権利発生・存続の要件とする登録主義を基調とするため（商 3 条 1 項柱書、商 18 条 1 項）、すべての商標権を一律に永久権とすると、商標権者が業務の廃止やその他の理由により権利の存続を希望しなくなった商標等不使用となった商標に係る商標権も存続し続けることになる。かかる商標を保護することは、業務上の信用の保護という法目的（商 1 条）に反するばかりか、第三者の商標選択の余地を不当に狭める。

そこで、商標法は、商標権者自身に空権化した商標権の整理の機会を付与すべく、商標権の存続期間を設定の登録の日から 10 年としつつ、永久権の要請にも個別的に応えるため、更新登録制度を採用した（商 19 条等）。

**基本事項****【商標権の更新登録の申請の要件】**

## 1. 主体的要件

**商標権者**が申請することが必要である(商 19 条 2 項)。商標権者の意思に基づき、その実体の同一性を保持しつつ商標権を存続させるものだからである。従って、使用権者や質権者の申請は認められず、また、商標権が共有に係る場合には**共有者全員**での申請を要する。

## 2. 時期的要件

申請は、**商標権の存続期間の満了前 6 月から満了日まで**にすることが必要である(商 20 条 2 項)。商標権は本来存続させるべきものであるため、商標権者への便宜を図る一方、第三者の不測の不利益を防止することも必要だからである。

- (1) 但し、上記期間内に更新登録の申請ができないときは、理由のいかんを問わず、その期間経過後であっても、6 月以内であれば、申請が可能である(商 20 条 3 項)。商標法条約の要請に応じつつ、商標権者への便宜を図るためである。

☆(2) また、上記いずれの期間内にも申請をせず商標権が消滅したものとみなされた場合でも、**期間内に申請ができなかったことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から 2 月以内で上記期間経過後 6 月以内**に限り、申請が可能である(商 21 条 1 項)。手続期間の徒過から実質的な救済を図るためである。

- ① 「正当な理由」は、期間徒過の原因となった事象が予測可能といえず、期間徒過の原因となった事象の発生前及び発後に講じた措置がいずれも相応の措置といえるか否かによって判断される。例えば、突然の病気により手続をすることができずに所定の期間内に代替者を手配することも困難であった場合、期限管理システムの不具合により誤った期限が告知されてその事実を知った日には手続期間を徒過していた場合、天災地変による被害に遭った後手続をすることができる状態に回復した日には手続期間を徒過していた場合等が考えられる。
- 但し、申請人が立証責任を負い、使用権者等の事情は考慮されない。また、当該理由の発生時期は問わないが、存続期間満了後 6 月を経過した時点で解消していないことが必要である。

- ② なお、申請期間が最長 6 月しか認められないのは、特許法と同様に 1 年とすると、救済の有無によって後願の審査に影響が及ぶ期間が延び、結果として審査の遅延という事態を招きかねないからである。

## 3. 手続的要件

- (1) 申請人の氏名、商標登録の番号等を記載した**申請書**の提出が必要である(商 20 条 1 項)。意思表示の明確化及び主体等の確認のためである。
- (2) **申請と同時に、その区分の数に応じた登録料を納付**することが必要である(商

40条2項)。申請と同時に納付するのは、申請が認められれば即登録されるからであり、また、区分の数に応じて納付するのは、いわゆる一出願多区分制（商6条）に対応させて商標権者の便宜を図るためである。従って、商品等の区分の減縮も可能である。

なお、商品等の区分を減縮する場合は、「更新される政令で定める商品及び役務の区分」を記載することができる（商20条1項3号）。

① 存続期間満了後に申請を行う場合（商20条3項、商21条1項）は、さらに割増登録料を納付することを要する（商43条1項）。例外的に登録を認めたものだからである。

② 登録料は、前半分のみを納付する分割納付が可能である（商41条の2第2項）。使用見込みのない商標について後半分の登録料納付を契機として商標権維持の可否をチェックし、不使用商標の整理の促進を図るためである。

なお、後半分の登録料は、存続期間満了前5年までに納付する（商41条の2第2項）。

③ 申請と同時に納付すべき登録料については、利害関係人は納付できない（商41条の3第1項）。更新登録の申請は商標権者のみ行えるからである。

#### 【更新登録の申請の効果】

1. 更新登録の申請がされた場合には、原則として、存続期間は更新されたものとして取扱われる（商20条4項反対解釈）。
2. 存続期間満了後6月経過後に更新登録の申請があったときは、存続期間は、その満了の時に遡って更新されたものとみなされる（商21条2項）。一度消滅の擬制された（商20条4項）商標権を回復させ、権利の空白期間をなくすためである。
3. 更新登録の申請が適法で、登録料も納付されたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録がなされ（商23条1項、2項）、以下のような効果を有する。
  - (1) 更新登録により、存続期間はその満了の時に更新されたものとする（商19条3項）。権利に空白期間が生じるのを防止するためである。これにより、分割納付の場合を除き、さらに10年間商標権が存続する。
  - (2) 更新登録があったときは、商標権者の氏名、登録番号等、所定の事項が商標公報に掲載される（商23条3項）。更新登録の事実を周知ならしめるためである。
  - (3) なお、存続期間満了後6月経過後の更新申請により回復した商標権の効力は、かかる期間経過後更新登録までの期間内の第三者の一定の行為に対しては及ばない（商22条）。第三者との公平を図るためである。
4. 更新登録の申請がなかった場合には、商標権は存続期間満了の時に遡って消滅したものとみなされる（商20条4項）。

以上

補足事項

【防護商標登録に基づく権利の存続期間の更新登録】

防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録には、**更新登録出願**が必要であり、著名性等が審査される（商 65 条の 2 第 2 項等）。防護標章登録に基づく権利を永久権とすると、著名性がなくなって出所の混同を生じなくなった場合にも他人の使用が排除される（商 67 条）という不当な結果を招くからである。

1. 更新登録出願

防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前 6 月から満了日までの間に、更新登録の出願をしなければならない（商 65 条の 3 第 2 項）。

☆ 当該期間経過後は、期間内に出願ができなかったことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から 2 月以内で上記期間経過後 6 月以内に限り、出願することができる（商 65 条の 3 第 3 項）。更新手続を怠った場合でも、通常は他人が当該防護標章と同一又は類似の商標について登録を受けられることはなく（商 4 条 1 項 15 号等）、本人が防護標章登録出願をし直すことにより再度防護標章登録を受けることが可能だからである。

2. 更新登録出願の効果

更新登録出願があったときは、存続期間は、その満了の時（不責事由に基づく存続期間満了後の出願の場合には、その出願の時）に更新されたものとみなされる（商 65 条の 3 第 4 項）。手続の遅滞による権利の空白が生ずるのを防止するためである。

3. 更新登録出願の審査

(1) 審査官は、更新登録出願に係る登録防護標章が商 64 条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなった場合、当該防護標章登録に基づく権利を有する者でない場合に、拒絶査定をしなければならない（商 65 条の 4 第 1 項）。

(2) 上記拒絶事由に該当しない場合には、更新登録をすべき旨の査定がなされ、登録料の納付により、防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨が登録される（商 65 条の 6 第 1 項）。

なお、防護標章には、登録料の分割納付が認められない。

4. 更新登録後の取扱い

更新登録に過誤があった場合には、後発的無効理由に該当するとして、いつでも無効審判を請求することができる（商 68 条 4 項で商 46 条 1 項 5 号を読替準用）。

【国際登録に基づく商標権の存続期間の更新】

国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の日から 10 年であるが、更新登録の申請は不要で、国際登録の存続期間の更新により更新される（商 68 条の 21）。国際登録に基づく商標権として、各指定国で商標権を存続させるためである。